

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年7月26日(2012.7.26)

【公表番号】特表2011-530867(P2011-530867A)

【公表日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2011-051

【出願番号】特願2011-522099(P2011-522099)

【国際特許分類】

H 04 L 12/56 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/56 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月6日(2012.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クライアント計算装置を動作させる方法であって、前記クライアント計算装置によって実行されるステップが、

(A) ネットワークリソースの第1の識別子を入力として受信するステップと、

(B) 前記第1の識別子に適用される適用可能な解決パラメーターの組を決定するためには解決パラメーターの組の集合を調べるステップと、

(C) 前記適用可能な解決パラメーターの組を使用して、前記ネットワークリソースの第2の識別子を取得するステップと、

(D) 前記第2の識別子、及びキャッシュにおいて前記第2の識別子と関連付けられる前記ステップ(C)において使用される前記適用可能な解決パラメーターの組の少なくとも1つの識別子を、前記キャッシュに格納するステップとを含む方法。

【請求項2】

前記適用可能な解決パラメーターの組の前記少なくとも1つの識別子は前記適用可能な解決パラメーターの組を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記適用可能な解決パラメーターの組の前記少なくとも1つの識別子は前記第2の識別子が取得された時間を含む請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ステップ(B)は、

(B1) 前記ネットワークリソースの前記第1の識別子を、解決パラメーターの各組が前記第1の識別子に適用されるか否かを決定するために前記集合中の前記解決パラメーターの組の各々に関連付けられるパターンと比較するステップを含む請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記ステップ(C)は、

(C1) 前記適用可能な解決パラメーターの組の少なくとも1つのパラメーターによって指定された暗号化プロトコルによって通信チャネルを暗号化するために、前記適用可能な解決パラメーターの組を使用するステップを含む請求項1に記載の方法。

【請求項 6】

前記ステップ(C)は、

(C 1) 前記適用可能な解決パラメーターの組の少なくとも 1 つのパラメーターによって指定された解決リソースに対する通信チャネルを確立するために、前記適用可能な解決パラメーターの組を使用するステップを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

実行されると クライアント計算装置 に方法を行わせるコンピューター実行可能命令で符号化された少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体であって、前記方法は、

(A) ネットワークリソースの第 1 の識別子を入力として受信するステップと、

(B) 前記第 1 の識別子に適用される適用可能な解決パラメーターの組を決定するために、解決パラメーターの組の集合を調べるステップと、

(C) 前記第 1 の識別子に対応する第 2 の識別子がキャッシュに存在するか否かを決定するために識別子のキャッシュの内容をレビューするステップであって、前記キャッシュは、前記キャッシュ中の各識別子について、対応する識別子と、前記対応する識別子が取得された格納された解決パラメーターとを含む、レビューするステップと、

(D) 前記第 1 の識別子に対応する前記第 2 の識別子が対応する識別子として前記キャッシュ内に存在し、格納された解決パラメーターに関連付けられる場合、前記第 2 の識別子が取得された前記格納された解決パラメーターを、前記適用可能な解決パラメーターの組と比較するステップと、

(E) 前記格納された解決パラメーターが前記適用可能な解決パラメーターの組と一致する場合、前記キャッシュから前記第 2 の識別子を返すステップとを含む、少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 8】

前記方法は、

(F) 前記キャッシュ内の前記第 2 の識別子についての前記格納された解決パラメーターが前記適用可能な解決パラメーターの組と一致しない場合、ネットワークを介して前記ネットワークリソースの前記第 2 の識別子を取得するステップであって、前記第 1 の識別子に基づいて前記ネットワークリソースの前記第 2 の識別子を決定するために前記ネットワークを介して名前解決処理を行うステップを含み、前記名前解決処理は前記適用可能な解決パラメーターの組によって管理される、取得するステップをさらに含む請求項 7 に記載の少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 9】

前記キャッシュ内の前記第 2 の識別子についての前記格納された解決パラメーターを前記適用可能な解決パラメーターの組と比較する前記ステップ(D) は、

(D 1) 前記キャッシュ内の前記第 2 の識別子についての前記格納された解決パラメーターが前記適用可能な解決パラメーターの組と正確に一致するか否かを決定するステップを含む請求項 7 に記載の少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 10】

前記ステップ(D 1)は、

(D 2) 前記適用可能な解決パラメーターの組が、前記キャッシュの前記第 2 の識別子が取得された時以来不变であったか否かを決定するステップを含む請求項 9 に記載の少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 11】

前記キャッシュ内の前記第 2 の識別子についての前記格納された解決パラメーターを前記適用可能な解決パラメーターの組と比較する前記ステップ(D) は、

(D 1) 前記キャッシュ内の前記第 2 の識別子についての前記格納された解決パラメーターが前記適用可能な解決パラメーターの組と少なくとも同じくらい安全であるか否かを決定するステップを含む請求項 7 に記載の少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 2】

前記キャッシュにおいて、第 1 の対応する識別子が取得された格納された解決パラメーターは、前記キャッシュ中に格納された前記第 1 の対応する識別子を取得するために使用される解決パラメーターの組の少なくとも 1 つの識別子を含む請求項 7 に記載の少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 3】

前記解決パラメーターの前記少なくとも 1 つの識別子は前記キャッシュに格納された前記第 1 の対応する識別子が取得された時間である請求項 1 2 に記載の少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 4】

前記第 1 の識別子はテキスト識別子であり、前記第 2 の識別子は数値識別子である請求項 7 に記載の少なくとも 1 つのコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 5】

ネットワークリソースの第 2 の識別子と、前記第 2 の識別子を取り出すために使用された解決パラメーターの組の少なくとも 1 つの識別子とを含むデータ構造の複数のインスタンスを格納するように構成された少なくとも 1 の有形のコンピューター読み取り可能な記憶媒体と、

名前解決処理を実行するように構成された少なくとも 1 つのプロセッサーとを具備するクライアント計算装置であって、前記名前解決処理は、

ネットワークリソースの第 1 の識別子を受信するステップと、

解決処理を管理するための適用可能な解決パラメーターの組を決定するステップと、

前記第 2 の識別子のいずれかが前記第 1 の識別子に対応するか否かを決定するために前記データ構造の前記複数のインスタンスをレビューするステップと、

前記第 2 の識別子のいずれかが前記第 1 の識別子に対応する場合、前記第 2 の識別子を取り出すのに使用される前記解決パラメーターの組の少なくとも 1 つの識別子が前記適用可能な解決パラメーターの組と一致するか否かを決定するステップと、

前記格納された解決パラメーターが前記適用可能な解決パラメーターの組と一致する場合、キャッシュから前記第 2 の識別子を返すステップと

を含む、クライアント計算装置。

【請求項 1 6】

前記名前解決処理は、

(F) 前記格納された解決パラメーターが前記適用可能な解決パラメーターの組と一致しない場合、ネットワークを介して前記ネットワークリソースの前記第 2 の識別子を取得するステップであって、前記第 2 の識別子に基づいて前記第 2 の識別子に対応する前記第 1 の識別子を決定するために名前解決処理を実行するステップを含み、前記名前解決処理は前記適用可能な解決パラメーターの組によって管理される、取得するステップをさらに含む請求項 1 5 に記載のクライアント計算装置。

【請求項 1 7】

前記データ構造のインスタンスにおいて、前記格納された解決パラメーターの前記少なくとも 1 つの識別子は、前記データ構造のインスタンスに格納された前記第 2 の識別子を取り出すために使用される解決パラメーターの組を含む請求項 1 5 に記載のクライアント計算装置。

【請求項 1 8】

格納された解決パラメーターの少なくとも 1 つの識別子が適用可能な解決パラメーターの組と一致するか否かを決定する前記ステップは、前記格納された解決パラメーターが前記適用可能な解決パラメーターの組と正確に一致するか否かを決定するステップを含む請求項 1 5 に記載のクライアント計算装置。

【請求項 1 9】

格納された解決パラメーターの少なくとも 1 つの識別子が適用可能な解決パラメーターの組と一致するか否かを決定する前記ステップは、前記適用可能な解決パラメーターの組

が、前記第2の識別子が取り出された時以来不变であったか否かを決定するステップを含む請求項18に記載のクライアント計算装置。

【請求項20】

前記第1の識別子はテキスト識別子であり、前記第2の識別子は数値識別子である請求項15に記載のクライアント計算装置。